

光地区消防組合消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和7年7月7日

光地区消防組合

管理者 芳 岡 統

光地区消防組合規則第5号

光地区消防組合消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則
光地区消防組合消防職員委員会に関する規則（平成8年光地区消防組合規則
第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「毎年度の前半に1回開催することを常例とするとともに、
必要に応じ、」を「毎年度1回以上」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。